新規就農者営農開始支援補助金

概要

新規就農者の機械施設等の購入費に対して助成します。

対象者

令和3年度までに新規就農し，営農5年以内の市の就農計画認定者

対象事業／対象経費

営農に直接必要な機械，施設等の購入費
施設の改修，修繕費
土地の改良，造成費等

補助率（上限など）

◆対象経費の30％以内
（千円未満切り捨て）
◆累計限度額300万円
（5年度以内）

その他

新規就農確保・育成対策事業に基づき新規就農した者のみが対象です。

連絡先　農政課　経営支援係　電話 0166-25-7417　メール nousei@city.asahikawa.lg.jp